

第五十一号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例
 江戸川区立公園条例（昭和三十一年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の三に次の一項を加える。

2 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）
 第八条第一項の条例で定める割合（一の公園に設ける運動施設（区以外の者が設置するものを含む。）の敷地面積の総計の公園の敷地面積に対する割合をいう。）は、百分の五十とする。

第二条の二の四中「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第十四条第二項中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の改正に伴い、江戸川区

立公園における運動施設率を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。